

社説

公務員にも権利はある

2010.5.14
ト

党紙配布有罪

国家公務員の政治活動を
厳しく制限する司法判断が
あつたといふ事だ。
憲法が保障する憲法的権
利の「表現の自由」を、公
務員というだけで一律に禁
止してしまつた今回の判決は、
強い懸念を抱かざるを得ない。

厚生労働省の元職員補佐が国家公
務員法違反(政治的行為)の罪に面
わられた東京高裁の控訴審判決だ。
裁判では、被告がその職務におい
たり年前の衆院選投票開票前日、青森
庁庁舎の集合ホムに入社共産党機関紙
の号外を入れた行為が問われた。

高裁判決は一言の有罪判決を支持
し、休日の私的行為に対する法律
規制、罰則適用を厳格なところを
求めた被告側の訴えを退けた。
判決は被控訴側の配付した「政
治的行為の中止」も憲法的指向が強
い公職員の政治的中立性を重んじ

恐れが大きい」と指摘した。
行政運営に政治的中立性が求め
られるのは当然だといふ。しかし、政
治的活動を全面的に禁じる自由、民
生主義を尊重する憲法もある。公務員
だからといって、個人の権利が否定
されるのはおかしなところだ。

争点であったのは、公務と私生活
を区別せず公務員の政治的行為を一
律に禁じる法律の規定、罰則適用が
憲法に反するかといふことだ。
国家公務員の政治活動規制につ
いては、最高裁が1974年の衆院選
件判決で合憲としており、今回の判
決もこれを全面的に踏襲した。

この最高裁判例は、行政の中立性
を維持するため、合理的な必要を
認めない限り内閣府では、禁止規定
を合憲との判断を示している。
一方で、2カ月前の同様な共産党
機関紙配布事件の控訴審では、東京
高裁の別の裁判長が、罰則規定の適

用を濫用して、元社会保険庁職員だ
と、正反對の見解を示している。
道振無罪を言い渡した。

この判決も、最高裁判例を踏襲し
たが、非管理職による休日の私的行
為と認定して「中立性と国民の信頼
を損なわれない」と、罰則適用は限
度を逸した制約」と判断した。

これに対し、今回の判決は、職場
と無関係な休日の政治活動でも「放
任すれば組織内の政治的対立を生
み、行政への不当な政治介入も招い
たり、行政への不当な政治介入も招い
たり、一律禁止の見直しを促すも
期待されているのではないか。

国民が表現の自由への認識を深め
てくるにつれ、職務と関係のない動
務時間外の活動を許容する欧米の動
向への評価など幅広い視点に欠ける
硬直的な判断だ。結構な苦言だ。

国選入権規程委員会が2年前、政
府に対し、公務員の政治的行為を制
限する法律規定の撤廃を勧告した。
わが国も入権の「世界標準」に照
らして、一律禁止の見直しを促すも
期待されているのではないか。